

令和7年第3回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和7年3月7日（金）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 本館4階北会議室

出席一覧表

地区名	役 職	農 業 委 員	出・欠	農地利用最適化 推進委員	出・欠
東部地区	古市	松永 年實	○		
		麻 隆司	○		
		笹本 育司	×		
				松本 武博	○
	西浦	塩田 勝則	○		
		高橋 寛	○		
		井口 優	○		
				辻本 弘吉	○
	駒ヶ谷	副会長	堀内 利弘	○	
			植野 純央	○	
			吉田 隆美	×	
				吉田 繁	×
西部地区	埴生	副会長	高岡 直吉	○	
				尼丁 正寄	○
	高鷲	会 長	奥野 晋也	○	
			松本 忠久	○	
	丹比		大谷 章	○	
			小池 良夫	○	
				大谷 憲央	○

出席委員 （農業委員 12名） （推進委員 4名）

欠席委員 （農業委員 2名） （推進委員 1名）

農業委員会事務局 葉山浩章 吉村直樹 渡辺正治
羽曳野市農とみどり推進課 吉崎弘樹

案 件

・報告 第5号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	4 件
・報告 第6号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1 件
・報告 第7号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について	1 件
・議案 第10号	農地法第3条の規定による許可申請について	2 件
・議案 第11号	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
・議案 第12号	農用地利用集積等促進計画(案)の承認について	1 件
・議案 第13号	特定農地貸付けの承認申請について	1 件
・議案 第14号	地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)策定に係る意見聴取について	3 件
・議案 第7号	農用地利用集積等促進計画(案)の承認について	1 件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 14：00】

事 務 局	定刻となりましたので、令和7年第3回の農業委員会定例会を開催させていただきます。 出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておりますことをご報告いたします。 それでは開会にあたりまして、奥野会長よりご挨拶をお願いします。
奥野会長	皆様、こんにちは。 3月に入りまして、雨も今週降ったのですが、暖かくなったと思ってたら今日はまた寒い日がつづいております。元氣でお過ごしかなと思いますけどもまたよろしく願いいたします。 さて、先月18日は南河内地区の講習会の方、藤井寺市民会館でありましてご参加いただきましてありがとうございます。来年度は羽曳野市の方で当番担当になりますので、本市での開催ということになっておりますので、その節にはよろしく願いいたします。 それと今、地域計画等でいろいろ地区の委員さんにはたいへんお世話おかけしておりますが、これからも地域計画の作成について、ご協力の方、よろしく願いしたいと思います。 それから、先月保留案件になっております古市地区の農用地利用集積等促進計画案のご再審議もこの会議の一番最後にありますので、またよろしく願いしたいと思います。 それでは、案件の概要の方、事務局長の方よりお願いしたいと思います。
事 務 局	それでは、令和7年第3回農業委員会定例会の案件の概略を、説明させていただきます。 はじめに、報告第5号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 古市地区1件、埴生地区2件、高鷲地区1件の合計4件です。 次に、報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 古市地区1件です。 次に、報告第7号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について 高鷲地区1件です。 次に、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について 西浦地区2件です。 次に、議案第11号 相農地法第5条の規定による許可申請について 西浦地区1件です。

事 務 局	次に、議案第12号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について 古市地区1件です。
	次に、議案第13号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の規定による承認申請 について 西浦地区1件です。
	次に、議案第14号 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)策定に係る意見聴取について 誉田地区、広瀬・東阪田地区、壺井・通法寺地区の合計3件です。
	最後に、継続案件として、前回保留となりました議案第7号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について 古市地区1件です。
	以上、本日ご審議いただきます案件につきましては、報告案件が6件、議案案件が 9件の合計15件となります。 なお、本日欠席の委員は、古市地区の笹本委員、駒ヶ谷地区の吉田隆美委員、 駒ヶ谷地区の吉田繁委員です。 それでは議長よろしく申し上げます。
奥野議長	本定例会は成立していますこと先ほど事務局から報告がありました。 それでは、案件に入る前に私から議事録署名委員を指名させていただくことに、 ご異議ありませんか。
委 員	異議なし
奥野議長	それでは、本日の議事録署名委員を大谷章委員と松本武博委員にお願いしたい と思います。 それでは、報告第5号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、 事務局より説明をお願いします
事 務 局	農地法第4条第1項第7号の届出について、ご説明をさせていただきます。 この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。 農地法第4条の届出は、自分の土地を自分のために使用するための届出です。 1件目です。位置図①4条届出をご参照ください。 地区名は、古市地区です。対象農地は、誉田七丁目653番1 地目は、畑 面積は、396㎡ 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、宅地で、この案件は既に転用済の案件となっております。 現地確認委員は、笹本委員です。 2件目です。位置図②4条届出をご参照ください。 地区名は、埴生地区です。対象農地は、野々上二丁目85番1 地目は、田 面積は、628㎡ 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、露天駐車場です。 現地確認委員は、高岡副会長です。 3件目です。位置図③4条届出をご参照ください。 地区名は、埴生地区です。対象農地は、野々上二丁目85番2 地目は、田 面積は、628㎡ 届出人は、議案書のとおりです。

事 務 局	転用目的は、露天駐車場です。 現地確認委員は、高岡副会長です。 4件目です。位置図③4条届出をご参照ください。 地区名は、高鷲地区です。対象農地は、島泉一丁目418番4 地目は、田 面積は、266㎡ 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、ドッグランで、この案件につきましても既に転用済の案件となっております。 現地確認委員は、奥野会長です。 なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の (2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。 現地確認していただきました結果、現地確認委員から異議がございません でしたので報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
奥野議長	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、地元委員から異議が ありませんでしたので、専決処理させていただきました。 地区委員、他の委員承認よろしくお願いいたします。 続きまして、報告第6号農地法第5条第1項第6号の規定による届出につい て事務局 より説明をお願いします。
事 務 局	農地法第5条第1項第6号の届出について、ご説明させていただきます。 この届出は、市街化区域の農地の所有権移転と転用届となります。 位置図④5条届出をご参照ください。 地区名は、古市地区です。対象農地は、古市二丁目132番21 地目は、畑 面積は、645㎡ 譲渡人・譲受人は議案書のとおりです。 転用目的は、共同住宅の新築で、この案件につきましても既に転用済の案件となっ ております。現地確認委員は、麻委員です。 なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の (2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題 ありません。 現地確認していただきました結果、現地確認委員から異議がございません でしたので報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
奥野議長	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、地元委員から異議が ありませんでしたので、専決処理させていただきました。 地区委員、他の委員承認よろしくお願いいたします。 続きまして、報告第7号生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について事 務局より説明をお願いします。
事 務 局	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、ご説明させてい たきます。 これは、生産緑地を除外したいという意向でのもと、生産緑地法第10条の規定に 基づく買取り申し出を行うことを目的に、農業の主たる従事者であったことの証明

事 務 局	を行うものです。 地図⑤従事者証明をご参照ください。地区名は、高鷲地区です。 買取申出生産緑地は、島泉六丁目120番 地目は、田 面積は、743㎡ 申し出をする者、買取申出事由の生じた者、買取申出事由は、議案書のとおりです。 事由が生じた日は、令和6年10月26日です。 現地確認委員は 奥野会長です。 現地確認していただきました結果、確認委員から異議ありませんでしたので報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
奥野議長	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。 地区委員、他の委員承認よろしくお願いいたします。
奥野議長	議案第10号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第10号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2件続けてご説明させていただきます。 本件は、農地の所有権移転を行うものです。 1 件目です。地図⑥3条許可をご参照ください。 地区名は、西浦地区です。申請地は、壺井39番1 地目は、田 面積は、922㎡ 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 申請地は、広瀬地内にある壺井地番飛地となっており、広瀬地区西側に広がる調整区域内農地に位置します。譲受人は相続で農地を所有されましたが、兼業では耕作が出来ないため、露地野菜の耕作興味があつた譲受人と身内であったこともあり相談された結果、今回の申請に至りました。譲受人は、当市飛鳥地区にあるブドウを栽培している会社に7年程勤めておられています。 露地野菜の耕作の知識を得るため大阪府農業大学の短期講習を修了され、耕運機やトラクター、軽トラックを揃えるなど準備を重ねておられました。 営農計画については、キャベツ、枝豆、子芋を作付け、従事日数は200日間を予定されています。露地野菜については経験が少ないですが、近隣の農家の方との技術的な支援を受けて経験を積んでいくとの事で、当事務局としては、地元農業委員からも耕作については知り合いの農家の方からの支援を受けながら経験を重ねていくと聞いているので、支障ないと判断しております。 現地確認委員は、塩田委員です。 2件目です。地図⑦3条許可をご参照ください。 地区名は、西浦地区です。申請地は、西浦1423番2 地目は、田 面積は、51㎡ 譲受人、譲渡人は議案書のとおりです。 申請地は、国道旧170号線新町交差点より北西140mに位置しており、現況果樹農地となっております。後ほど議案ではありますが、申請地を資材置場として転用する案件になっており、申請地の西側の農地所有者である譲受人が、この件について自ら通作に利用していた北側にある通路の通行を維持したいがため所有されるものです。また通作経路は、それ以外は無く、今回の申請の目的においても、所有されている農地は耕作されており、通作の経路の確保として必要であると思われます。

事 務 局	譲受人は、周辺にも農地を所有されている農家の方であります。 現地確認委員は辻本委員です。 説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。
奥野議長	1件目の西浦地区の農地法第3条の規定による許可申請について地元委員いかがですか。
地元委員	昨日現地に行ってきましたが、説明のとおりで、問題はないと思います。 ゆくゆくはキッチンカーで野菜のスープを作ったりして販売するという計画は立ててるようですので、問題ないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、1件目の西浦地区の農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり可決決定いたします。
奥野議長	2件目の西浦地区の農地法第3条の規定による許可申請について地元委員いかがですか。
地元委員	西側に田んぼを持たれてる方なので、通り道確保のために必要ということで問題ないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、2件目の西浦地区の農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり可決決定いたします。
奥野議長	議案第11号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第11号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明させていただきます。 市街化調整区域内農地の所有権移転を行い、譲受人が転用行為を行うものです。 地図⑧5条許可をご参照ください。 地区名は、西浦地区です。申請地は、西浦1423番1 地目は、田 面積は、919㎡ 譲受人、譲渡人は議案書のとおりです。 転用目的は、家電リサイクル品の保管を目的とした資材置場となります。 権利の種類は、所有権の移転です。 農地区分は、住宅等連坦した市街化の進む区域に近接するため、第3種農地と判断しております。 申請地は、旧国道170号線新町交差点から北西140mに位置しています。 譲受人は、申請地の東隣の整骨院跡地を所有しており、その土地は国道まで面しています。 自己の所有地は、家電リサイクル品の保管場所として整備して貸し出すための予定でしたが、搬入車両の通路と駐車場も必要になるため、自己私有地では手狭となり、土地が必要な状況になりました。そのため土地を探していたところ、今回の譲渡人の農地が耕作の維持が難しく困られている状況であったことから、両者の事情が

事 務 局	合致し、今回申請に至ったものです。 施工計画は、周囲に安全鋼板高さ3mを設置します。表面は、砕石敷き及び直接商品置くところにつきましては鉄板を敷きます。排水は雨水のみで、申請地南側にある既存水路に集水桝に一旦溜めたうえ放流をいたします。なお、他法令において、環境保全課、開発部局において協議しており、申請において規制等はないと確認し、新たに申請等の行為は必要ないと確認しております。 隣接の地権者及び水利組合においては、本申請の計画概要を説明し、代理人から図面をもって説明し、同意を得ております。 事業においては、譲受人から口座の残高証明の提出を受けており、事業の経費以上の残高を確認しており、事業の遂行に支障が無いと判断します。 現地確認委員は辻本委員です。 説明は以上です。ご審議のほどお願いいたします。
奥野議長	西浦地区の農地法第5条の規定による許可申請について、地元委員いかがですか。
地元委員	周りの人とも説明を受けて納得をされて水利組合とも話し合いがついてるみたいなので、問題ないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、西浦地区の農地法第5条の規定による許可申請は、許可やむを得ないものと意見を付して大阪府知事へ進達いたします。
奥野議長	議案第12号農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第12号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、説明させていただきます。 農用地利用集積等促進計画(案)の承認に係る意見聴取がありましたので、これに対して意見を提出するものです。 地図⑨利用権設定をご参照ください。 地区名は、古市地区 申請地は、菅田七丁目730番1 地目は、田 面積は、1,488㎡ 権利の種類は、賃借権です。 利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者は議案書のとおりです。 契約期間は令和7年5月1日から令和12年4月30日までの5年間です。 申請地は、菅田七丁目地内にある菅田中学校第2グラウンド西側付近に位置しています。現状の農地については、荒れている状態ではなく、借受人は、利用権設定において実績があり、他の借受農地も耕作されていることから、今回規模拡大をされることになるのですが、申請地においても効率的に耕作されるものと判断しております。 なお、営農計画については従事者4人、従事日数は皆様年間180日以上で、機材についてはトラクター、管理機を揃えています。そのため農地の耕作につきましては、支障はないと判断しております。 説明は以上です。

	現地確認委員は笹本委員です
奥野議長	古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について地元委員いかがですか。
地元委員	笹本委員が現地確認されてまして、今回の件につきましては何ら問題はないということをお伝えくださいと聞いております。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	議案第13号特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の規定による承認申請について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第13号特定農地貸付けの承認申請について、ご説明させていただきます。 地図⑩特定農地貸付けをご参照ください。 地区名は、西浦地区です。申請地は、西浦918番1 地目は、田 面積は、31㎡ 西浦922番 地目は、田 面積は、1,094㎡ 以上2筆です。 権利の種類は、期間1年間の賃借権です。 この制度につきましては、市民農園を開設する方法の一つとして創設されたもので、都市住民等への趣味的な農地の目的として貸し付ける制度となっております。 開設するまでの手続きとして、農地の貸付者はまず、羽曳野市長との間で貸付け協定を締結する必要があります。 その協定が締結されましたら、貸付け者は自らが作成した貸付け規程等を添えて、農業委員会に対して承認を求めることとなります。 これが今回、承認の申請という形で上がっている案件でございます。 市民農園としては既に稼働しており、次に申請の内容につきましては、申請地は国道外環状線西浦交差点から西へ200m程に位置しており、24区画を設定しております。 区画は、ほぼ耕作者にて作付けされており、更に来園者用に駐車場が完備されています。荒れている区画もなく周辺の農地に支障が出る事も無いと聞いています。 貸し借りに関する規程書の提出を受けており、内容は、1区画12㎡で、月額750円、2区画では36㎡の区画があり、月額1,500円の設定となっております。 管理者につきましては土地所有者の体調が悪く、妻が管理することで運営していくこととなっております。 現状では規程書の内容に不備等が無く、周辺の農地への悪影響や苦情もありませんので、本案件については承認することに支障はないと判断いたします。現地確認委員は辻本委員です。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
奥野議長	西浦地区の特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の規定による承認申請について地元委員いかがですか。
地元委員	基本みんな埋まったような状態できれいにある程度まとまった形でされていますので問題ないと思います。

奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、西浦地区の特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の規定による承認申請について原案どおり承認いたします。
奥野議長	議案第14号地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)策定に係る意見聴取について、事務局より説明をお願いします。
事務局	この案件につきましては事前に議長の承諾を得ていますので、只今より追加資料の配付させていただきます。 それでは、地域計画、地域3地区について吉崎の方から説明させていただきます。
農とみどり推進課	皆様こんにちは、羽曳野市農とみどり推進課の吉崎と申します。本日はよろしくお願い申し上げます。 ただいまより農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づく意見聴取をさせていただきます。 この意見聴取は今年の1月の定例会にて、前回は、古市・水守地区及び河原城・埴生野地区の意見照会をさせていただきましたが、今回は誉田地区、広瀬・東阪田地区、壺井・通法寺地区となっております。3計画となっておりまして、内容も多いのでなるべく簡潔に時間も少なめで説明をさせていただきたいと思っておりますので、皆様ご清聴よろしくお願いいたします。 それでは着座にて説明させていただきます。 〈各地区の話し合いの場の状況写真をスクリーンモニターで説明〉 本日の資料は、誉田地区の地域計画案、広瀬・東阪田地区の地域計画案、壺井・通法寺地区地域計画案、各3部ずつとなっております。本日の意見聴取はこれらの内容について地域農業者の意見や担い手の意向が適切に反映されているか審査や検討を行った上で、農業委員会から案について承諾を得たいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。 それでは上から順に説明いたします。 まずは誉田地区の地域計画案をお願いいたします。 策定年月日はまだ策定できていないため、日付は空白となっておりますが、今年度末までに策定しなければならないと法律で定まっておりますので、月は3月にしております。目標年度の目標とは十年後を指しますので令和16年度となっております。ここまでの内容は後に説明します、広瀬・東阪田地区及び壺井・通法寺地区についても同じ仕様となっております。市町村名は羽曳野市、そして地域名は誉田地区でありますので、誉田地区と記載しておりますが、かっこにあります地域農業集落名は農業センサスに記されている地域を書かなければいけないため、当該エリアは誉田東・誉田西となっております。 誉田地区の農用地等面積いわゆる農地の面積は8.5haとなっており、これは別添の目標地図にあります、黒枠内になる農地のことを示しております。 8.5haの根拠は農地台帳から登記地目及び現況が「田」「畑」いわゆる農地のみを抽出した数値となっております。8.5haの内、「田」「畑」を分けた数値が②と③となっております。そして8.5haのうち、田が7.7ha、畑0.8haと誉田地区ではほとんどが田ということが農地リストで判明しました。順番が前後しましたが、①につ

農と みどり 推進課	いては誉田地区において農用地等区域は存在しないため0haとなっております。 ④の区域において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計については一昨年誉田地区において実施しましたアンケート調査から「規模を縮小したい」及び「離農したい」と回答した方が所有する面積を集計した数値となっております。 ⑤の区域内において、今後中心経営体が引き受ける意向のある農地面積の合計については後に説明しますが、3ページ目の4地域内の農業を担う者一覧の表より、10年後から現状を差し引いた数値と指定がありますので、$2.6\text{ha} - 2.3\text{ha} = 0.3\text{ha}$となっております。 表の最後にあります、区域内における70歳以上の農業者の農地面積の合計についてですが、様式では70才と定まっておりますが、本市では農林水産省のHPの農業従事者の平均年齢を超える者と区別するため70歳に設定しております。 アンケート調査結果より70才以上の農業者の耕作面積を集計した結果、3.2haあり、その内後継者がいないと回答した者の農地面積の合計は0.4haでした。 アンケート調査では後継者有無の質問の選択肢は他に不明がありますが、不明と回答した面積は加算しておりません。あくまでいないと回答した方のみの面積を記載しています。繰り返しますが、この設問の根拠については、農地台帳・アンケート調査結果より記載しています。 この設問に関して、ご意見・ご質問はありますでしょうか。 ここから先ほどお伝えした地域の皆様が話し合いの結果を記載しております。 (2)については誉田地区農業における現状と課題、(3)については将来の在り方次ページに移りまして、また順番が前後しますが、(3)に向けた方針を記載しております。これらの設問に関して、ご意見・ご質問はありますでしょうか。 今ご質問がなくても、最後にまた質疑応答の時間を設けますのでよろしくお願い致します。 それでは、次の項目に参ります。2農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標について説明します。こちらの項目については今後誰にどのようにして農地を集め利用していくかを問われています。誉田地区の農地についてはを中心経営体及びこれらを目指す者、そして入作を希望する認定農業者や認定新規就農者に優先的に集積・集約する。また当地区では中心経営体となる担い手が不足していることから中心経営体となれる者の受入れを促進するとなりました。 中心経営体の定義の確認ですが、中心経営体とは地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の事を指し、認定農業者や認定新規就農者等を指します。 さらに営農継続や耕作が難しくなった農地については、遊休農地化しない取組みとして、中心経営体へ貸出しを申出ていただけるよう、当地区の農業委員とも連携を図り、中心経営体へ農地を集約する方針となっております。 (1)の内容は後に説明します、広瀬・東阪田地区及び壺井・通法寺地区についても地区名は異なっておりますが、方針は同内容となっております。 次に(2)担い手に対する農用地の集積に関する目標を%で示すこととなっており、現状の集積率の21%は誉田地区の農用地等面積8.5haに対し次ページにあります、4地区内の農業を担う者一覧内の国定義の担い手A～Fまでの現状の経営体面積の合計1.8haから全体の面積8.5haを割った数値となっております。様式内の一覧表ではFまで記載されておりますが、大阪府を通じて国から大阪版認定農業者の経営体面積は加算しないと指示があったため、計上しておりません。 右記の目標とする集積率50%は本市の基本構想において認定農業者等が地域の
------------------	---

農と みどり 推進課	農用地の利用に占める面積割合及び面的集積に関する目標の面積割合が41%に設定されており、誉田地区は他地区に比べると中心経営体が多くかつ、新規就農者が参入しやすい観点から基本構想の目標をやや上回る数値に設定いたしました。そのため集積率は50%となっております。 最後に地域内の農業を担う者一覧については認定農業者、認定新規就農者及び大阪版認定農業者が耕作している圃場を地図に落とし込み、氏名を一覧に記載しなければなりません。誉田地区の範囲において、認定農業者、認定新規就農者、大阪版認定農業者は計6名存在し、目標地図が別添になります。ご覧のとおり一覧表には何を栽培しているかの経営作目、そして規模を表す、経営面積を記載します。左が現在の状況を示し、右のリストが10年後を記載しています。 以上が誉田地区の地域計画案であります。 次に、広瀬・東阪田地区の計画案に移ります。 冒頭については先ほど説明しましたため、省略いたします。 念のため地域内農業集落名については皆さま確認をお願いします。 それでは1の(1)から説明させていただきます。広瀬・東阪田地区の農用地等面積いわゆる農地の面積は、合計16.3haとなっており、こちらも別添の目標地図にあります、黒枠内になる農地のことを示しております。16.3haの根拠は農地台帳から登記地目及び現況が「田」「畑」いわゆる農地のみを抽出した数値となっております。 ①～⑤かつ最後の後継者不在の農業者の農地面積の合計までの各項目の算出方法は先ほど説明しました誉田地区と同じであります。 面積及びアンケート対象者数や回答内容が異なっているため、数値も誉田地区と異なっております。広瀬・東阪田地区においても「田」の方が多いことがわかりました。 (2)地域農業の現状及び課題、地域における農業の将来の在り方、次ページにあります農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためにとるべき必要な措置についてはご覧の通りです。 誉田地区とは課題や将来の在り方、それに向けた方針は異なりますが、地域の皆様で考えたことについては変わりありません。 広瀬・東阪田地区の計画案について1ページ目の(3)地域における農業の将来の在り方の内容の2行目のアンケート調査で得た貸し付け可能な農地の情報を本市のHP等で公表し、新規参入者の誘致を図る、の部分ですが、広瀬・東阪田地区の座談会でこちらの意見が発表されました。 担い手が不足している広瀬・東阪田地区において担い手を確保するための素敵な案ではありますが、アンケート調査結果の情報を本市のHP等で公表することは個人情報保護の観点や地域計画策定の目的外利用になるため、事務局からはこちらの部分を窓口等で貸付希望があった農地について、というふうに修正して、農とみどり推進課に返答しようと考えておりますが、異議はありますでしょうか。 ありがとうございます。それでは農業委員会からは当内容にさせていただく旨を農とみどり推進課に回答いたします。 次ページ目の農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標については先ほど説明しましたが(2)の2%の算出においても次ページの一覧表の担い手A～Eの5名存在しますが、%に加える部分は認定農業者及び認定新規就農者と国から指定がありますのでAとBの方の合算面積0.3haを全体の16.3haで割った数値が2%となっております。
------------------	--

農と みどり 推進課	右記の将来の目標とする集積率については先ほど説明しましたとおり本市の基本構想において目標値が41%と定まっているため、40%に設定いたしました。こちらが広瀬・東阪田地区の目標地図になります。 最後になりましたが、壺井・通法寺地区の計画案をご覧ください。 繰り返しの説明になりますが、こちらの計画案についても先に説明しました前の2地区と同じやり方で作成しました。 壺井・通法寺地区は策定範囲が広いいため、農地面積も31.7haと前の2地区と比べると広いことわかります。壺井・通法寺地区においても田の面積の方が多いということがわかりました。 内容をご覧のとおりですが、壺井・通法寺地区の地域の皆様と話し合いを行った結果、みどり公社を通じて貸借を行う場合は1筆ごとに申請するのではなく出来る限り地域が協力して、貸借対象地周辺の農地も含めてまとまった状態で貸借を進めていくということが特徴となっております。 2ページ目の2の(2)担い手の%についてですが、こちらも2%となっております。 壺井・通法寺地区は、大阪版認定農業者は存在せず、全て認定農業者、認定新規就農者が地域の担い手となっております。そのため省略する人はいないのですけれど全体の面積31.7haと分母の数値が大きいため、壺井・通法寺地区においても%は2%となっております。右の将来の目標とする集積率についても担い手は数名存在しておりますが、分母となる31.7haを考慮すると担い手の数は多くはないため、標準値の40%と設定しています。 最後になりましたがこちらが壺井・通法寺地区の目標地図になります。私からの説明は以上になります。誉田地区、広瀬・東阪田地区、壺井・通法寺地区の地域計画案について何かご意見やご質問はありますでしょうか。
奥野議長	1件目の誉田地区の地域農業経営基盤強化促進計画の策定について、計画が適当であると認めることにご異議ございませんか
委 員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、誉田地区の計画が適当であると認める旨を市長に回答いたします。
奥野議長	2件目の広瀬・東阪田地区の地域農業経営基盤強化促進計画の策定について、計画が適当であると認めることにご異議ございませんか
委 員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、広瀬・東阪田地区の計画が適当であると認める旨を市長に回答いたします。
奥野議長	3件目の壺井・通法寺地区の地域農業経営基盤強化促進計画の策定について、計画が適当であると認めることにご異議ございませんか
委 員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、壺井・通法寺地区の計画が適当であると認める旨を市長に回答いたします。
奥野議長	続いて、継続案件として前回保留となりました、議案第7号農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	前回保留となりました継続案件の議案第7号農用地利用集積等促進計画（案）の承認について改めてご説明申し上げます。また、事前に議長の承諾を得ていますので、只今より追加の資料を配付いたします。 議案第7号の4地区の上程議案の内、1地区のみ継続案件となりましたので、経緯も含めご説明申し上げます。

事務局	地区名は、古市地区 申請地は、誉田七丁目823番1 地目は、田 面積は、719㎡ 権利の種類は、賃借権です。 利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者は、議案書のとおりです。 契約期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。 現地については、誉田地内にある市街化調整区域内の農地で、利用権の再設定となります。 経過です。前回の定例会にて、借受人が契約期間中に営農計画にあったイチジクの作付けが履行が出来ず、先日まで雑草が生え荒れている状態でした。契約の満期を迎え貸付者は今後計画通りに履行すること、不履行あり次第契約を解除する条件で更新の合意をされたものです。 借受人は、雑草の処理を行い、遵守することで更新に合意され先月議案で提出されたものです。 先月の定例会では、借受人は雑草の処理を行い今後イチジクの作付けに計画通り履行することを約束し、改善に向けて取り組んでいるが、制度にある5年以上契約期間について1年単位等短い期間で契約出来ないか、もしくは解約については契約期間の長短問わず、即一方的な解約できるよう条件を盛り込んだ書面を取り交わす事が出来ないか等の意見があり、制度上ご意見のあった内容に沿えるのか確認も必要なため、一旦次月に審議を持ち越す継続案件とさせていただきました。 事務局の意見の内容において大阪府みどり公社に確認しましたが、制度上そのような取り扱いの事項はなく、意見に沿えないとのことでした。 次に、事務局は、当事者双方に直接お会いし、地元農業委員さんに経過の報告をしております。借受人からは聞き取りにおきまして、病気もあったが、計画の調整不足もあり結果、計画どおりにいかなかったが、今後計画としては、枯れているイチジクの木を60本を今年の3月、4月に切り倒し、残った根は1年後にシートを張り根を腐らして抜根作業に入ります。20本の生きている挿し木を農地内に植え付ける計画をして、周辺農地への防除対策を徹底し苦情等でないようにします、ということです。また、この借受け人の具体的な計画内容については、地元農業委員さんや、現地で立会いただいた会長にも直接伝えております。今定例会において、継続案件として、地元農業委員さんからご意見をいただくところですが、ご欠席されることになり、地区長の松永委員にお願いしているとの事です。 事務局といたしましては、双方から方針に対しての合意ができております。借受け人から具体的な再生に向けた計画も聞き取っております。ただ、担保となる委員さんからのご意見がありました、一方解約できる条件を盛り込んだ書類とか制度上の取扱いがないので、みどり公社としては正式に意見にそいかねないというのをいただいておりますので、もし不履行があれば農業委員会としましては雑草等、農地の適正管理ということで、指導権限を持っていますので、不履行があれば指導しますし、農業委員の笹本さんにおいても日々注意されているということで、不履行がありましたら、解約止む無しという直接本人からも借り受け人からも確認はとっております。 事務局といたしましてはこの報告内容をもって笹本委員さんがどういう判断をされるかということで報告を終わりたいと思います。
奥野議長	古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について地元の松永委員いかがですか。
地元委員	2月の定例会で保留となりました7号議案ですが、私も現地確認しまして、

	本人さんとも会って保留になった理由を説明し、昨日、地元の笹本委員さんとも会いまして、今回は条件なしで承認はやむを得ないのかなと、そういうことで進めていただきたいと返事をいただいています。地元委員としては、異議はありません。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 15：20】